

〔 規約 〕

変更項目については赤字で表示

平成 27 年度

第一条(名称)

本会は「Pharmaceutical Care Forum Mie」と称する。

第二条(目的)

本会は Pharmaceutical Care の観点から実施される薬剤師業務の向上を図り、医薬品適正使用など医療の貢献に関わる諸問題を広く研究することを目的とする。

第三条(開催)

運営委員会にて、年間スケジュールを決定する。

第四条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 症例検討会の開催
2. 学術講演会の開催
3. 技術向上のための講習会の開催
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第五条(会員)

本会は、本会の主旨に賛同する薬剤師によって構成される。または、役員会で本会の主旨に賛同すると認められた法人及び個人。年度は4月1日より翌年3月31日とし、年度内初回参加時に年会費500円を徴収する。なお、学生・研修生は所属施設の運営委員の了承を得て参加することが出来るが年会費は徴収しない。また、例会参加費は500円とする。

第六条(役員)

1. 本会では、次の役員を置き、それぞれの任期は2年以内とし再選は妨げない。
 1. 代表幹事:1名
 2. 顧問:若干名
 3. 幹事:若干名
 4. 運営委員:南勢、中勢、北勢地区に若干名(代表運営委員1名を含む)
 5. 会計:1名(運営委員の中から選出できる。)
 6. 会計監査:1名
2. 代表幹事及び幹事は、本会を代表し、会務を統括する。
3. 運営委員は会務を分掌する他、運営委員会において本会の活動および運営に関する事項を協議決定する。
4. 役員が何らかの理由により退任した場合、運営委員会の議を経て、後任者を選出する。その任期は前役員の残任期間とする。

第七条(総会)

1. 総会は原則として年1回運営委員会が定める日に開催し、代表幹事が主催する。
2. 役員の選出は運営委員会にて実施し、総会にて承認を得る。
3. 総会の議事事項は出席者の過半数をもって決定する。

平成27年2月9日運営委員会にて改正
平成27年2月13日 総会にて承認